

令和3年8月31日

## タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、タイガー魔法瓶株式会社に対し、同社が供給する「PCK-A080」と称する電気ケトルに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

### 1 違反行為者の概要

名称 タイガー魔法瓶株式会社（法人番号 3120001015362）  
所在地 大阪府門真市速見町3番1号  
代表者 代表取締役 菊池 嘉聡  
設立年月 昭和24年5月  
資本金 8000万円（令和3年8月現在）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 対象商品

「PCK-A080」と称する電気ケトル（以下「本件商品」という。）

#### (2) 対象表示

##### ア 表示の概要

##### (ア) 表示媒体

地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル及び自社ウェブサイト

##### (イ) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

##### (ウ) 表示内容（別紙1及び別紙2）

例えば、令和2年10月10日から同月26日までの間、同年11月2日、同月9日、同月16日、同月23日及び同月30日に、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、本件商品を持ち運んでいる人物がまずいて本件商品をソファ上に落として転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声並びにテーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品が転倒しても本件

商品からお湯がこぼれないかのように示す表示をしていた。

イ 実際

本件商品が転倒したときは、本件商品の構造上、本件商品からお湯がこぼれる場合があるものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電 話 06(6941)2175

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/)

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年10月10日から同月26日までの間、同年11月2日、同月9日、同月16日、同月23日及び同月30日	地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（15秒版）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3名の人物がテーブル上で、向かって左の女性、右の男性、中央の男性の順に本件商品を転倒させたり、元の位置に戻したりしている映像</li> <li>・本件商品を持ち運んでいる人物がつまずいて本件商品をソファ上に落として転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声</li> <li>・人物が運ぶ布団と接触したことにより、本件商品がワゴン上で転倒する映像</li> <li>・ラジコンカーを用いて本件商品を床上で転倒させる映像</li> <li>・人物がテーブルクロスを引き、本件商品をテーブル上で転倒させる映像</li> <li>・テーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像 (別紙1)</li> </ul>
令和2年10月5日、同月12日及び同月19日	地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（30秒版）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3名の人物がテーブル上で、向かって左の女性、右の男性、中央の男性の順に本件商品を転倒させたり、元の位置に戻したりしている映像</li> <li>・本件商品を持ち運んでいる人物がつまずいて本件商品をソファ上に落として転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像</li> <li>・人物が運ぶ箱と接触したことにより、本件商品がワゴン上で転倒する映像</li> <li>・人物が運ぶ布団と接触したことにより、本件商品がテーブル上で転倒する映像</li> <li>・ラジコンカーを用いて本件商品を床上で転倒させる映像</li> <li>・人物がぬいぐるみを用いて本件商品をワゴン上で転倒させる映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声</li> </ul>

表示期間	表示媒体	表示内容
		き、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声 ・人物がテーブルクロスを引き、本件商品をテーブル上で転倒させる映像 ・テーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像 (別紙2)
令和2年9月30日から令和3年1月20日までの間	自社ウェブサイト	同上









TIGER



01  
転倒お湯もれ  
防止

02  
給湯ロック  
ボタン

06  
蒸気  
レス

安全  
最優先

03  
本体  
二重構造

05  
通電  
自動オフ

04  
カラだき  
防止

E-SAFE+

一部商品をのぞく











TIGER



01  
転倒お湯もれ  
防止

02  
給湯ロック  
ボタン

06  
蒸気  
レス

安全  
最優先

03  
本体  
二重構造

05  
通電  
自動オフ

04  
カラだき  
防止

E-SAFE+

一部商品をのぞく

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

**(報告の徴収及び立入検査等)**

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

**(権限の委任等)**

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

**○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抜粋)**

(平成二十一年政令第二百十八号)

**(消費者庁長官に委任されない権限)**

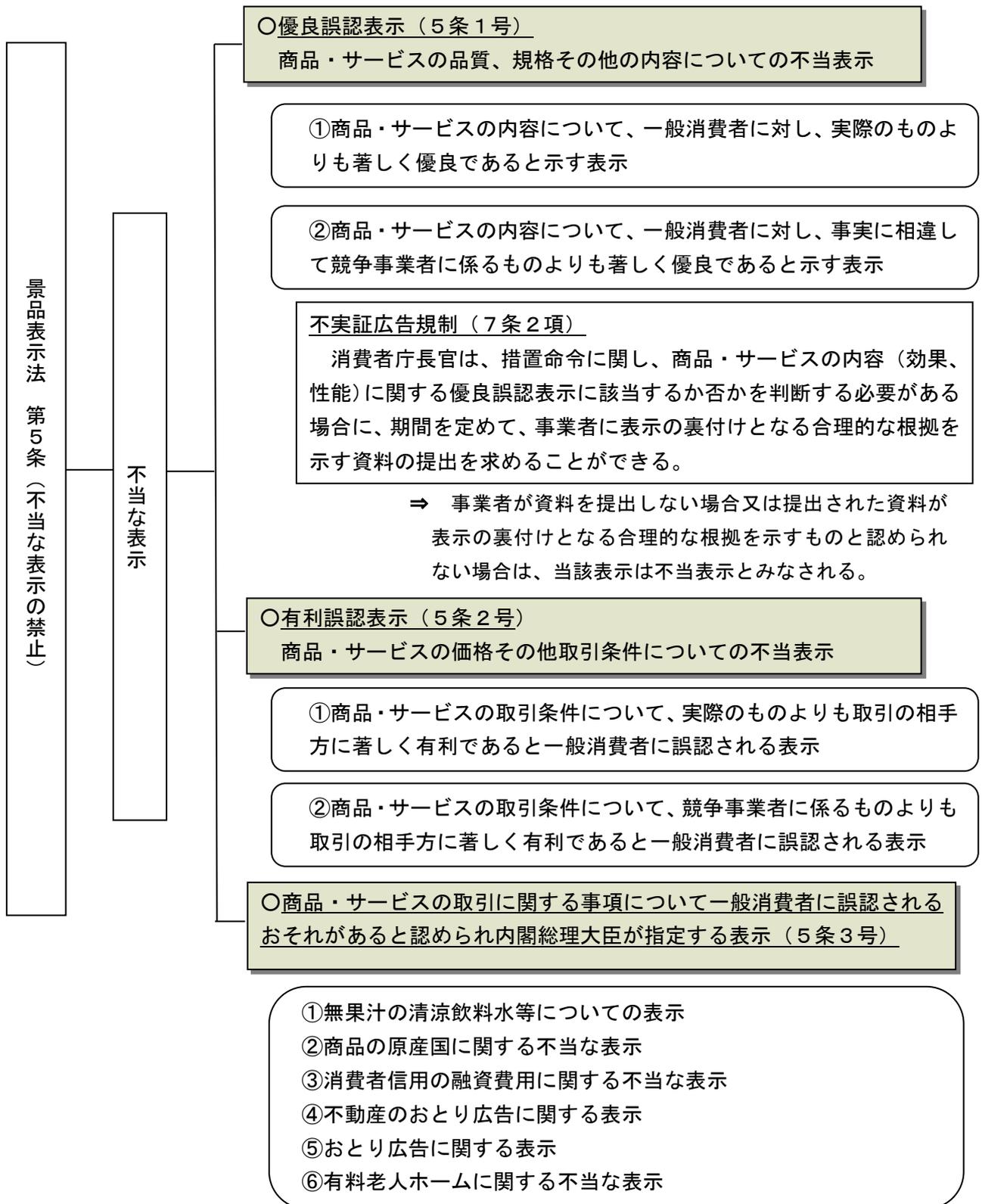
**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

**(公正取引委員会への権限の委任)**

**第十五条** 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第1502号  
令和3年8月31日

タイガー魔法瓶株式会社  
代表取締役 菊池 嘉聡 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「PCK-A080」と称する電気ケトル（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年10月10日から同月26日までの間、同年11月2日、同月9日、同月16日、同月23日及び同月30日に、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、本件商品を持ち運んでいる人物がつかずいて本件商品をソファ上に落とし転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声並びにテーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品が転倒しても本件商品からお湯がこぼれないかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件商品が転倒したときは、本件商品の構造上、本件商品からお湯がこぼれる場合があるものであったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) タイガー魔法瓶株式会社（以下「タイガー魔法瓶」という。）は、大阪府門真市速見町3番1号に本店を置き、家庭電器製品の製造販売業等を営む事業者である。
- (2) タイガー魔法瓶は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) タイガー魔法瓶は、本件商品に係るテレビコマーシャル及び自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア タイガー魔法瓶は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年10月10日から同月26日までの間、同年11月2日、同月9日、同月16日、同月23日及び同月30日に、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、本件商品を持ち運んでいる人物がつまずいて本件商品をソファ上に落として転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声並びにテーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品が転倒しても本件商品からお湯がこぼれないかのように示す表示をしていた。  
イ 実際には、本件商品が転倒したときは、本件商品の構造上、本件商品からお湯がこぼれる場合があるものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、タイガー魔法瓶は、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年10月10日から同月26日までの間、同年11月2日、同月9日、同月16日、同月23日及び同月30日	地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル(15秒版)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3名の人物がテーブル上で、向かって左の女性、右の男性、中央の男性の順に本件商品を転倒させたり、元の位置に戻したりしている映像</li> <li>・本件商品を持ち運んでいる人物がつまずいて本件商品をソファ上に落として転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声</li> <li>・人物が運ぶ布団と接触したことにより、本件商品がワゴン上で転倒する映像</li> <li>・ラジコンカーを用いて本件商品を床上で転倒させる映像</li> <li>・人物がテーブルクロスを引き、本件商品をテーブル上で転倒させる映像</li> <li>・テーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
令和2年10月5日、同月12日及び同月19日	地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル(30秒版)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3名の人物がテーブル上で、向かって左の女性、右の男性、中央の男性の順に本件商品を転倒させたり、元の位置に戻したりしている映像</li> <li>・本件商品を持ち運んでいる人物がつまずいて本件商品をソファ上に落として転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像</li> <li>・人物が運ぶ箱と接触したことにより、本件商品がワゴン上で転倒する映像</li> <li>・人物が運ぶ布団と接触したことにより、本件商品がテーブル上で転倒する映像</li> <li>・ラジコンカーを用いて本件商品を床上で転倒させる映像</li> <li>・人物がぬいぐるみを用いて本件商品をワゴン上で転倒させる映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声</li> </ul>

表示期間	表示媒体	表示内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人物がテーブルクロスを引き、本件商品をテーブル上で転倒させる映像</li> <li>・テーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>
令和2年9月30日から令和3年1月20日までの間	自社ウェブサイト	同上